

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 8353 事業名: 体育施設管理費
 細事業名: 八木体育施設管理費

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる
 主な施策: (3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

所管部署名
 部局名: 教育委員会
 課名: 社会教育課

科目CD. 1100602 作成日 平成20年10月17日

事業分類: C1: 施設管理費
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
スポーツ振興法、南丹市社会体育施設条例 他

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。また、福祉的要素を考慮し、利用者に配慮したサービスを提供することにより、公共の福祉に寄与する。
◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)	市民に運動の場及び憩いの場を提供し、利用者に配慮したサービスを提供した。
◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)	スポーツを行う利用者 スポーツ以外 (会議・文化活動) の利用者
◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)	社会体育施設の提供をした 市民の憩いの場を提供した

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 指定管理によるサービス					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
			精 査 途 中			
対象指標	① 施設利用者					
	②					
	③					
			精 査 途 中			
成果指標	① 利用者の満足度					
	②					
	③					
			精 査 途 中			

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

社会体育施設の環境整備

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

同種の管理を行っている指定管理委託指定管理委託指定管理委託施設環境が大幅に改善された民間協働委託費の検討他施設の管理

決算(予算)額	(千円)	26,951	23,159	22,514	22,514	
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	3	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	26,948	23,159	22,514	22,514
職員従事時間	(人)		0.17			
人件費 ※	(千円)		1,325			
トータルコスト ※	(千円)		24,484			

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 指定管理委託

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 指定管理委託

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 指定管理委託

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 施設環境が大幅に改善された

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 民間協働

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明: 委託費の検討

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 他施設の管理委託制度導入の検討

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

委託費の検討

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

委託費の検討

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 継続して実施

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 委託内容の検討

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 施設利用者の負担

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 指定管理委託

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 行政の担う部門の検討

所 属 長 総 括 評 価

本年度、指定管理の第1期目が終了。市の単独管理より維持経費は安くつくものの修繕を必要とする施設が多く、指定管理者と市との綿密な連携が必要と考える。

※事務局使用欄

一次評価	継続 (現状維持)	スポーツ振興、健康増進のためには必要。ただし、他地域の施設とあわせ統廃合は必要。
二次評価	継続 (現状維持)	総合的な管理運営がされており、市民ニーズにあった事業展開 (事業運営) がされており必要